地域とともにある学校づくり

みどり市立学校適正規模・適正配置
笠懸地区検討委員会　第５回委員会
資料№２

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）Q&A

千葉県教育庁教育振興部生涯学習課学校・家庭・地域連携室

令和６年４月

【目　次】

《コミュニティ・スクールの導入に際して》

Ｑ１　すでに地域連携がうまくいっています。それでも学校運営協議会は必要でしょうか。　・・・・1

Ｑ２　学校運営協議会制度の導入により、教職員の負担が増えるのではないでしょうか。　・・・・・1

Ｑ３　認定こども園と公立小学校で、一つの学校運営協議会を設置することは可能でしょうか。　・・1

《コミュニティ・スクールに関する法規や規則について》

Ｑ４　学校運営協議会は、地方自治法上の「附属機関」となりますか。　・・・・・・・・・・・・・・・2

Ｑ５　学校運営協議会の委員には、どのような人を選任するのですか。　・・・・・・・・・・・・・・・2

Ｑ６　学校運営協議会委員への報酬は、必ず必要ですか。　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

Ｑ７　複数の学校間で特定の学校運営協議会委員が重複してもよいのですか。　・・・・・・・・・・・3

Ｑ８　学校運営協議会委員の人数には、決まりがありますか。　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

Ｑ９　規則の中で、委員による学校経営方針の「承認」を、「共有」という言葉に変えられますか。　・・・・5

Q10　地域学校協働活動推進員の委嘱について、気をつけることはありますか。　・・・・・・・・・・5

《コミュニティ・スクールの運営について》

Q11　学校運営協議会は、いつの時期に、どのような内容で行うとよいのでしょうか。・・・・・・・・6

Q12　学校経営の基本的な方針案について「承認」が得られなかった場合はどうなるのでしょうか。　・・・・7

Q13　教職員の任用に関する意見の申出により、教職員人事に混乱は生じないのでしょうか。　・・・7

Q14　「熟議」とはどのようなものですか。　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

《学校評議員制度と学校運営協議会の違いについて》

Q15　学校運営協議会と学校評議員の違いは何ですか。　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

Q16　これまでの学校評議員制度を生かして、学校運営協議会制度へ移行できますか。　・・・・・・10

《地域学校協働活動と学校運営協議会の関係について》

Q17　地域学校協働活動推進員、地域コーディネーター、統括コーディネーターの違いは何でしょうか。　・・・10

Q18　学校運営協議会と地域学校協働本部はどのような関係性があるのでしょうか。　・・・・・・・・11

Q19　コミュニティ・スクールを導入した学校の良い事例を教えてください。・・・・・・・・・・・・・・・・12

《コミュニティ・スクールの導入に際して》

Q1　すでに地域連携がうまくいっています。それでも学校運営協議会は必要でしょうか。

社会や学校を取り巻く課題が複雑化・困難化している昨今の状況において、それらの課題に適切に対応するために、地域と学校がパートナーとなり、「社会総がかり」で対応することが求められています。

すでに地域連携がうまくいっているのであれば、既存の仕組み（学校評議員制度・学校評価委員会等）を土台として学校運営協議会に移行することで、地域が学校運営に参画できる体制を確立し、学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を、地域全体で解決する仕組みづくりを進めていく必要があります。

Q2　学校運営協議会制度の導入により、教職員の負担が増えるのではないでしょうか。

学校運営協議会の設置前後は、学校運営協議会の組織や活動の立ち上げに関する事務等が一時的に増えることがあります。

しかし、学校運営協議会の活動が軌道に乗った後は、学校運営や課題の解決に当たって、学校・家庭・地域が適切な役割分担をすることにより、全体として教職員の負担は減少することになります。

また、学校評価や地域連携に関する複数の会議を、学校運営協議会で扱う事項として統合するなどして組織の精選や会議の回数を減少させることができます。さらに、教職員が地域の様々なネットワークとつながり、顔が見える関係になることで、学校に対する苦情が減るなどの効果が現れています。

Q3　認定こども園と公立小学校で、一つの学校運営協議会を導入するのは可能でしょうか。

幼稚園型認定こども園は、公立小、中学校と一つの学校運営協議会を置くこともできます。しかし、その他の認定こども園と公立小、中学校で一つの学校運営協議会を置くことはできません。ただし、その他の認定こども園の園長を委員に選出することで、連携を図ることができます。

Q4 学校運営協議会は、地方自治法上の附属機関となりますか。

地方自治法上の「附属機関」には該当しません。

学校運営協議会は、地方自治法上の附属機関にとどまらず、教育委員会の下部組織たる合議制の機関として、設置するものです。

Q5 学校運営協議会の委員には、どのような人を選任するのですか。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(第47条の5)では、委員の任命について以下のとおり規定しています。

2. 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
一 対象学校(当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。)の所在する地域の住民
二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
四 その他当該教育委員会が必要と認める者

法律をもとに各教育委員会が定める規則には、より詳しく規定されることが多いです。

[規則の例] 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから任命する。

(1) 対象学校の所在する地域の住民
(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
(4) 対象学校の校長
(5) 対象学校の教員及び事務職員
(6) 学識経験を有する者
(7) 関係機関の職員
(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

※「学校運営協議会の設置及び運営に関する規則」(千葉県教育委員会規則)」より

※ (1)～(7)をすべて網羅する必要はありません。ただし、いずれの立場の方も、学校運営協議会の構成メンバーとして欠かせないと思われますので、学校の実情に合わせて多様な立場の方が任命されることが望ましいです。

Q6　学校運営協議会委員への報酬は、必ず必要ですか。

学校運営協議会の委員は、地方公共団体の特別職の非常勤職員であることから、地方自治法及び地方公共団体の条例の規定により、報酬が支給されることとなります。

ただし、国家公務員法又は地方公務員法に規定する一般職の公務員が学校運営協議会の委員に就く場合には、任命権者等の許可又は承認を受けなければ、報酬を得ることはできません。

また、学校運営協議会を設置する地方公共団体の常勤の職員が、当該団体の学校運営協議会の委員に就く場合には、原則として報酬は支給すべきものではないとされています。

なお、報酬の額は、市町村が定める条例や規則等の規定によります。
（報酬は辞退することも可能となっています）

【規定の例】

○千葉県学校運営協議会運営要綱より

委員の報酬は、年額 6，000円 とする。2　規則第3条第4項ただし書の規定による補欠の委員の報酬及び規則第15条の規定により解任した委員の報酬は、前項に規定する年額の月割計算とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

○市川市学校運営協議会の設置等に関する規則より

委員の報酬は、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第２６号）第３条第１項第５号の規定に基づき年額１０，０００円の範囲内で教育委員会が別に定める。

【報酬額の設定例】

○１回あたりの金額を設定している例

・報酬日額１，０００円（年間上限額は４，０００円）

・会議１回につき２，２００円

・会議１回につき３，５００円

○年額で設定している例

・年４，０００円～年１０，０００円

Q7　複数の学校間で特定の学校運営協議会 委員が重複してもよいのですか。

特定の人が、複数の学校において委員を重複して務めることは認められています。その場合、報酬の辞退の必要はありません。

ただし、委員の重複は、負担が大きくなる恐れがあるため、当該学校同士や市町村教育委員会、委員の候補者本人と十分に協議をした上で、任命を決定してください。

Q8　学校運営協議会委員の人数には決まりがありますか。

特に決まりはありません。

県内の公立学校では、少ないところで 8 人、多いところでは 22 人の委員で学校運営協議会を行っています。また、同じ市町村内でも、学校規模に応じて複数校で1つの学校運営協議会を設置している場合、中学校区で1つの学校運営協議会を設置している場合など、状況に応じて人数を決めています。市町村の実情に合わせて、規則等で人数を設定してください。なお、本県の県立学校では、規則で15 人以内と定めています。

【参考例①】 中学校区で1つの学校運営協議会を設置する場合（中学校 1 校、小学校 2 校） **合計15人**

・対象学校の校長・・・・・・・・・・・・・・・・3人（中学校 1 校、小学校 2 校）

・対象学校の保護者・・・・・・・・・・・・・・3人（中学校 1 校、小学校 2 校）　※例：PTA 会長（副会長）等

・対象学校の地域住民・・・・・・・・・・・・3人（中学校 1 校、小学校 2 校）　※例：自治会長、青少年相談員、子供会等

・対象学校の教職員・・・・・・・・・・・・・0人（中学校 1 校、小学校 2 校）　※例：地域連携担当・生徒指導主任等

・地域学校協働活動推進員・・・・・・・・3人（中学校 1 校、小学校 2 校）　※地域コーディネーター

・学識経験を有する者・・・・・・・・・・・・・1人　※元校長、元教職員等

・関係機関の職員・・・・・・・・・・・・・・・・1人　※幼稚園の園長等

・関係機関の職員・・・・・・・・・・・・・・・・1人　※公民館館長、図書館館長等

※事務局（主に教頭）

【参考例②】 1つの学校で学校運営協議会を設置する場合　**合計10人**

・対象学校の校長・・・・・・・・・・・・・・・・1人

・対象学校の保護者・・・・・・・・・・・・・・2人　※例：PTA 会長（副会長）等

・対象学校の地域住民・・・・・・・・・・・・2人　※例：自治会長、青少年相談員、子供会等

・対象学校の教職員・・・・・・・・・・・・・1人　※例：地域連携担当・生徒指導主任等

・地域学校協働活動推進員・・・・・・・・1人　※地域コーディネーター

・学識経験を有する者・・・・・・・・・・・・・1人　※元校長、元教職員等

・関係機関の職員・・・・・・・・・・・・・・・・1人　※幼稚園の園長等

・関係機関の職員・・・・・・・・・・・・・・・・1人　※公民館館長、図書館館長等

※事務局（主に教頭）

Q9　規則の中で、委員による学校運営の基本的な方針の「承認」を、「共有」という言葉に変えられますか。

委員による学校運営の基本的な方針の「承認」は、法律で定められているため、文言を変えることはできません。

ただし、実際の学校運営協議会の場では、学校運営の基本的な方針の「承認」は、YesかNoかの判断というよりも、目標を「共有」し、よりよい学校を共につくっていこうとする「意思確認」（Let's）という意味で捉えられており、教育委員会から協議会委員の方々へ、事前にその旨の説明を行っている場合が多いです。

なお、市町村が作成する規則の中で、協議会の承認を受ける事項の範囲を、「学校の経営計画に関する事項とする。」と限定するなど、協議会の役割をより明確化している事例もあります。

Q10　地域学校協働活動推進員の委嘱について、気をつけることはありますか

文部科学省は、地域学校協働活動推進員の委嘱について、「地域学校協働活動推進員の委嘱に当たっては、当該地域学校協働活動推進委員が順守すべき条件等をあらかじめ明確にしておくことが望ましい」としています。

したがって、市の設置要綱は必ずしも必要ありませんが、地域学校協働活動推進員の委嘱にあたり、その職務や順守事項については、何らかの形で明確にしておく必要があります。

なお、教育委員会が「地域学校協働活動推進員」として委嘱しなくても、社会的信望があり地域学校協働活動の推進に熱意と見識を持つ方を、「その他の対象学校の運営に資する活動を行う者」として、学校運営協議会の委員に任命することができます。

《コミュニティ・スクールの運営について》

Q11　学校運営協議会は、いつの時期に、どのような内容で行うとよいのでしょうか。

特に決まりはありませんが、一般的な例をご紹介します。

回数	時期	主な内容（報告・協議）	備考（準備）
第１回	４月～５月	○委員の任命（市町村教育委員会より）※任命書配付 ・委員の顔合わせ（自己紹介） ・学校運営協議会の目的、委員の役割等について （前年度の引継ぎ事項の確認）※2 年目以降 報告　・各委員より（地域に関する報告・連絡事項があれば） 協議　○令和○年度　学校運営の基本方針について （令和○年度　学校から地域学校協働本部への依頼事項） ・令和○年度　年間計画（学校行事）について ・令和○年度　年間計画（学校運営協議会）について ・令和○年度　地域学校協働活動について （地域学校協働本部のコーディネート機能、負担等） 承認を得なければならない事項については各市町村の規則によります。	○協議会次第 ○学校経営の概要 ○年間計画 ・学校行事 ・学校運営協議会 ○組織図 ○委員の役割や地域学校協働本部との関わり
第２回 第３回	７月～ 12 月頃	熟議（各校で課題となっていること等について）※Q14 参照 ・地域の防災対策に向けた協議 ・学校と地域が一緒にやれることとは ・下校時の安全をどう確保するか　　等	○協議会次第 ○報告資料（必要に応じて）
第４回	２月～ ３月頃	報告　・令和○年度の活動について（地域学校協働活動） 協議　・令和△年度　学校運営の基本方針について ・令和△年度　年間計画（学校行事）について ・学校評価について ・次年度の学校経営方針について ・次年度への引継ぎ事項について	○協議会次第 ○報告資料（必要に応じて） ○協議会次第 ○学校経営の概要 ○年間計画 ・学校行事 ・学校運営協議会

※学校評価に関する学校教育法･学校教育法施行規則の規定による学校評価を年度末の会議で行う事例が多いです。
※学校運営協議会は、多くの学校で、年間3～4回実施しています。

Q12　学校経営の基本的な方針案について「承認」が得られなかった場合はどうなるのでしょうか。

承認が得られなくても学校運営を進めることができます。

万が一、校長と学校運営協議会の意見が一致せず、承認が得られない場合、校長は、理解を得られるよう十分な説明して成案を目指すとともに、設置者である教育委員会も、適正な運営を確保するために、協議会の運営の一時的な停止などの必要な措置を講じた上で、運営の改善に向けた指導を行うことなどが想定されます。なお、どのような措置を講じるかについて、あらかじめ規則等に定めておくことが望ましいと考えられます。しかし、本来、学校運営協議会の委員は、単に第三者的な立場から学校運営を批評するのではなく、学校を応援する存在として、その運営改善に資するような建設的意見を述べ、責任感を持って参画することが求められています。そのため、教育委員会は、協議会の委員が、その役割や責任について正しく理解し、そもそも協議会の運営が適性を欠くことのないよう、協議会や校長に対して指導・助言を行う必要があります。

Q13　教職員の任用に関する意見の申出により、教職員人事に混乱は生じないのでしょうか。

教職員の任用に関する意見は、「地域の特性を生かした教育活動を充実させるための教職員配置」等、校内体制の充実を図る視点から述べられるものであり、意見の多くは校長の学校経営ビジョンを後押しするものです。また、学校運営協議会は合議体の機関なので、個人的な意見が尊重されるものではありません。そのため、教職員人事に大きな混乱が生じることはありません。

また、教職員の任用に関する意見の対象となるのは、採用、転任、昇任に関する事項であり、分限処分、懲戒処分などについては対象とはなりません。

※ 各市町村で定める規則では、「職員の任用に関する意見の対象となる事項」に関する条文に、「特定の職員の任用に関する事項を除く」という文言を加えることで、委員の権限の範囲をさらに明確にしていることが多いです。

Q14　「熟議」とは、どのようなものですか。

熟議とは、多くの当事者が「熟慮」と「議論」によって問題の解決を目指す対話のことです。

よりよい集団（学校）生活や人間関係を築くために、「協働して取り組む一連の自主的、実践的な活動」を「話し合い」を重ねながら生み出そうというものです。

具体的には、下記のようなポイントを満たしたプロセスを指します。

1. 多くの当事者（保護者、教員、地域住民等）が集まって、
2. 課題について学習・熟慮し、議論をすることにより
3. 互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、
4. それぞれの役割に応じた解決策が洗練され、
5. 個々人が納得して自分の役割を果たすようになる。

【熟議：テーマ例】

・地域全体でどのようにして子供たちを育てていくか
・子供たちの安全をどのように見守っていくか
・教育活動に地域の力をどのようにいかしていくか
・携帯、タブレット、SNS の取り扱いについて
・教職員の働き方改革をすすめていくために、地域と協働していけることは何か
・子供たちの学力を向上させるには
・郷土学習で何を子供たちに伝えるか　など

【熟議：展開例（約 60 分）】

①オリエンテーション	（ 5 分）	なぜ、熟議開催に至ったのかを改めて確認する。
②テーマに関する資料の共有	（10 分）	テーマについての知識・背景を共有する。
③熟議（前半）スタート	（20 分）	自己紹介→意見（思い）をたくさん出す（付箋を利用）。
④熟議（後半）スタート	（15 分）	前半で出た意見について、方向性をもって話し合う。
⑤グループごとの発表	（ 5 分）	各グループ 1 分程度でまとめ、全体で発表する。
⑥終わりの挨拶	（ 5 分）	今後の話し合いの場をどこでもつかを提案する

↳「熟議」で提案されたプランを課題解決や目標達成に向けた具体的取組につなげていきます。

《学校運営協議会と学校評議員の違いについて》

Q15　学校運営協議会と学校評議員の違いは何ですか。

【機能の違い（継続性、組織的活動、役割の明確化、連携・協働性の観点）】

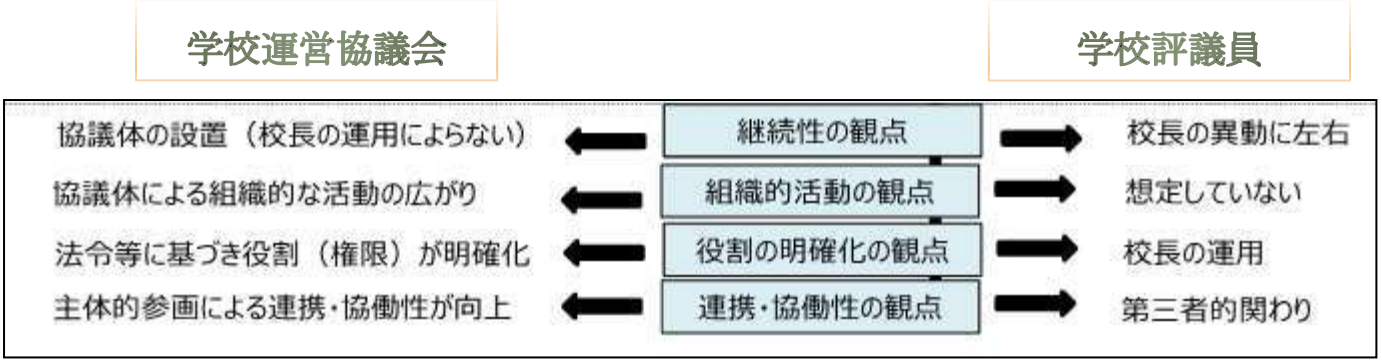

【制度の違い】

	学校運営協議会　（コミュニティ・スクール）	学校評議員
法令上の根拠等	・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 47 条の 5（平成16年9月9日施行　・　平成29年3月31日改正） ・教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。（努力義務）	・「学校教育法施行規則」第 49 条（平成12年4月1日施行） ・各学校等は設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。（任意設置）
目的	・保護者や地域の方々が一定の権限をもって学校運営に参画することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総がかりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組む。	・校長が、必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を聞く。
位置付け	・法律に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の学校運営とそのために必要な支援について協議する合議体の機関。	・校長が、必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。合議体ではない。
任命	・教育委員会が任命。 （委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員）	・校長が推薦し、設置者が委嘱。 ※評議員の委嘱を、学校設置者から校長に委任することが可能（H27、1、15　文科初第 1038 号）
主な内容	・以下の具体的な権限を有する。 ①学校の運営に関する基本的な方針について承認する。 ②学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し、教育委員会規則に定められた範囲において意見を述べることができる。 ③教職員の任用に関して教育委員会規則に定められた範囲において意見を述べることができる。	・学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる。 ・学校評議員に意見を求める事項は校長が判断する。
人数	・教育委員会が定める。	・校長が定める
報酬	・あり ※報酬額については、設置市町村の定めるところによる。	・設置市町村の定めるところによる。

Q16　これまでの学校評議員を生かして、学校運営協議会へ移行できますか。

学校評議員を学校運営協議会の委員として任命することにより、移行することが可能です。

校長の求めに応じて個人的に意見を述べてきた学校評議員の体制から、学校運営の当事者として、一定の権限と責任をもって意見を述べることができる体制になります。

学校運営協議会と学校評議員の違いについては、Q15の比較表を参考にしてください。

学校運営協議会の委員は、「一定の権限をもって学校運営に参画する」ということになります。移行する場合には、学校評議員の方々に、学校運営協議会制度について十分にご理解をいただくとともに、さらに学校や地域の課題を解決していくために必要な方を追加することも考えられます。

《地域学校協働活動と学校運営協議会の関係について》

Q17　地域学校協働活動推進員、地域コーディネーター、統括コーディネーターの違いは何でしょうか。

地域学校協働活動推進員

社会教育法第9条の7に基づき教育委員会が委嘱する地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーターです。地域学校協働活動に関する教育委員会の施策に協力して、地域住民と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う役目を担います。

地域コーディネーター

地域学校協働活動推進員と同様の役割を担いますが、法による委員会の委嘱を受けていない人を含みます。地域コーディネーターは、地域学校協働活動における地域住民等と学校との間の連絡調整を担う人材の総称であり、特定の資格や職業を指すものではありません。

統括コーディネーター

地域学校協働活動推進員と同様の役割を担いますが、法による委員会の委嘱を受けていない人を含みます。統括コーディネーターは、地域コーディネーターの統括や連絡調整、地域コーディネーターの確保、人材育成等を担う人材の総称であり、特定の資格や職業を指すものではありません。統括コーディネーターは、都道府県、市町村単位で配置するほか、複数地域の学区を束ねる場合に配置する場合もあります。

※「地域学校協働活動推進員」は、社会教育法第9条の7により教育委員会から委嘱を受けた、「地域コーディネーター」または「統括コーディネーター」を指します。

Q18　学校運営協議会と地域学校協働本部は どのような関係にあるのでしょうか。

地域学校協働本部とは、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供達の学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動である地域学校協働活動を、効果的・継続的に行うための組織のことです。

学校運営協議会の協議事項である「学校運営への必要な支援」を実現するためには、学校運営協議会での協議内容に基づいた活動が行われるよう地域学校協働活動との連携・協働が重要になります。このため、**地域学校協働活動推進員をつなぎ役として**教育委員会が学校運営協議会と地域学校協働活動の両取組を相乗的に、そして一体的に推進していくことが効果的です。

学校運営協議会・・・教育委員会により任命された委員が、一定の権限をもって、学校の運営とそのために必要な支援について協議する**合議制の会議体**

地域学校協働活動・・・地域と学校が、子供の成長という同じ目的のために力を合わせ、**学校も地域もよくしていこうという活動**

地域学校協働本部・・・地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した**地域学校協働活動を推進する体制**

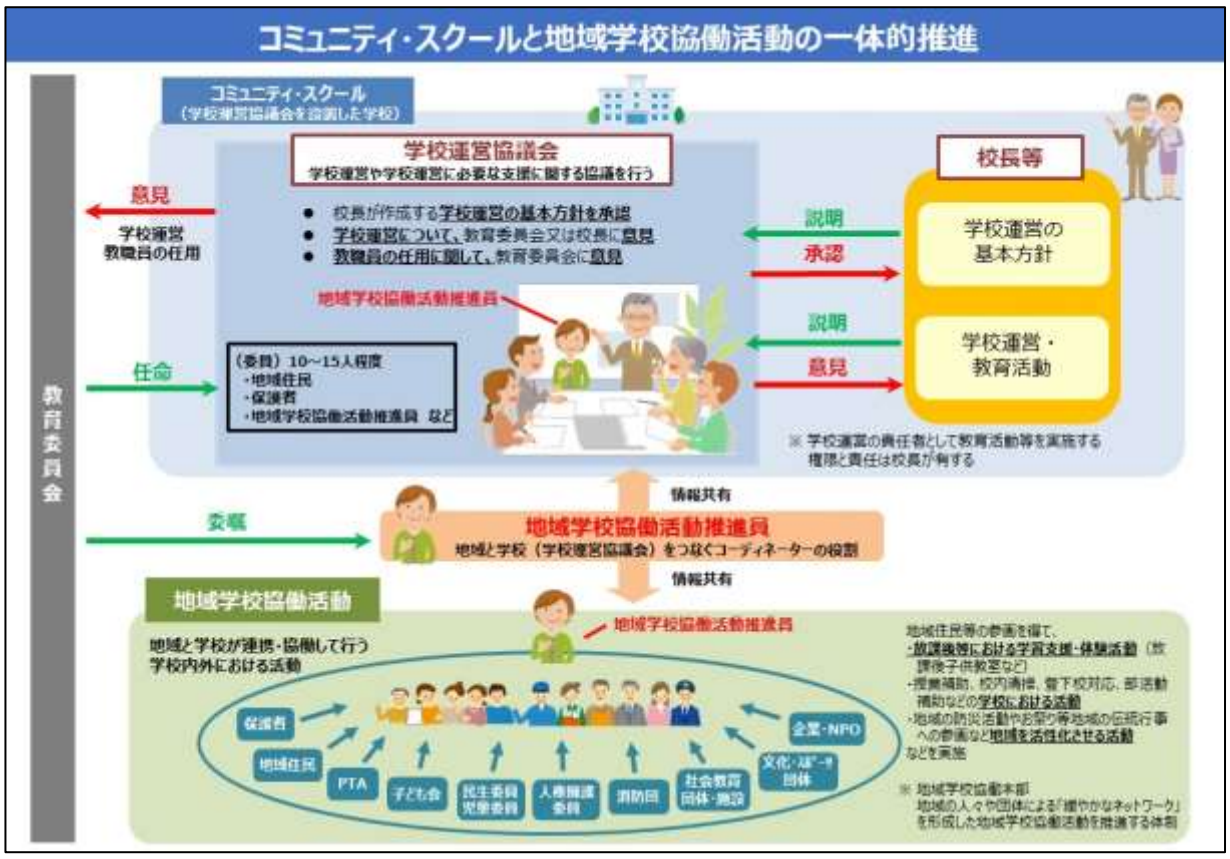

出典　文部科学省

地域学校協働活動推進員について

【社会教育法　第九条の七】
地域学校協働活動推進員は、学校関係者や地域の方々との連絡調整、地域のボランティア・講師の確保、　活動の企画調整を行います。（平成 29 年 3 月改正）

「地域学校協働本部」の機能について

①コーディネート機能（学校と地域の連絡調整、ボランティアの確保　等）
②多様な活動（より多くの地域住民の参画による特色のある取組の推進）
③継続的な活動（多様な活動の継続的・安定的実施）

Q19　コミュニティ・スクールを導入した学校の事例を教えてください。

事例の一部を紹介いたします。

【事例】

〇コミュニティ・スクールを基盤にして「社会に開かれた教育課程」を実現

ステップ１　「学校・地域連携カリキュラム」で児童生徒に身に付けさせたい資質能力を共有
ステップ２　熟議　カリキュラム作成の土台となる地域の強みと課題の洗い出し・学習内容の抽出
ステップ３　小・中9年間の全教育課程をキャリア教育の視点から捉え直し、目標やテーマを設定

〇学校・家庭・地域の連携・協働による業務改善（働き方改革の3領域…業務改善、時間改善、環境改善）

ステップ１　熟議1　ビジョンの共有　「どんな学校にしたいのか」「どんな子供を育てたいのか」
ステップ２　熟議2　業務の仕分け方針を共通理解「業務内容の棚卸し（何をやって何をやらないのか）」
ステップ３　学校が担ってきた負担や役割等を見直したうえで、地域学校協働活動を展開

〇コーディネーターを軸として、学校・地域・保護者が一体となった学校支援

ステップ１　学校・地域・保護者が一体となって多様な学校支援活動や放課後支援活動を行う仕組みを構築
ステップ２　授業開始前の朝の時間に地域住民が全クラスの朝学習に参画（学習支援活動）
ステップ３　「〇〇っ子クラブ」（放課後子供教室）を設置（地域の子供の居場所づくり）

〇保護者・地域住民による清掃・消毒活動

ステップ１　熟議　学校運営協議会で教員の負担軽減という課題を「共有」
ステップ２　活動の実施（学校側から希望がある場合と、保護者や地域住民が自発的に手を挙げる場合がある。）
ステップ３　連携強化（学校と地域の距離が近くなり、地域学校協働活動について相談しやすい。）

【関係者の声】

学校

・学校運営協議会を活かすためには、校長の意識とマネジメント能力が非常に重要
・保護者や地域の方々のおかげで、子供たちは毎日清潔な環境で安心して学習できている。

地域

・学校運営協議会を通じて、学校の困り感がよく理解でき、それを踏まえた協力ができている。
・家庭等においても、学校の基本方針を意識した子供との関わりができている。

コミュニティ・スクール事例集
（文部科学省 HP）

コミュニティ・スクールの在り方等に関する
検討会議　配付資料（文部科学省 HP）

【文部科学省「学校と地域でつくる学びの未来」】

コミュニティ・スクール

地域学校協働活動　関連ホームページへ

【千葉県教育庁教育振興部生涯学習課】

コミュニティ・スクール　関連ホームページへ

地域連携のススメ（ガイドブック）関連ホームページへ

千葉県教育庁教育振興部生涯学習課

学校・家庭・地域連携室

電話番号：０４３－２２３－４０６９

ＦＡＸ：０４３－２２２－３５６５

Ｅ－ｍａｉｌ：ｋｙｓｈｏ２@ｍｚ.ｐｒｅｆ.ｃｈｉｂａ.ｌｇ.ｊｐ